

# 船橋市生物多様性地域戦略策定支援業務委託 仕様書

## 第1編 共通仕様書

### 1. 業務の目的

船橋市では、平成25・26年度の自然環境調査を経て、生物多様性の保全および持続可能な利用に関する基本的な事項を定めた生物多様性ふなばし戦略を平成28年度末に策定し、対象期間の中間年度にあたる令和3年度に一部改定を実施している。（平成28年度末に策定し、令和3年度末に改定した当該戦略を以下、現行戦略とする。）

本委託業務は、市内の自然環境調査を行い、市の貴重な自然または希少な保護すべき動植物や外来種等に関する自然環境状況を把握し、その結果等を基に市民・事業者・学識経験者等の意見を踏まえ、（仮称）第2次生物多様性ふなばし戦略（以下、第2次戦略とする。）をまとめることを目的とする。

自然環境調査については、その結果を過年度に実施した「船橋市内環境調査 報告書」（船橋市、平成14年3月）及び「船橋市自然環境調査報告書」（船橋市、平成27年3月）（以下、過年度調査とする。）と比較し、市内の動植物相の変遷や生物多様性の保全にあたっての現状および課題をとりまとめる。なお、自然環境調査については、市民調査員の活用を予定しており、受注者は市民調査員の調査支援を行うものとする。

自然環境調査後においては、生物多様性を取り巻く社会経済情勢を十分に把握・考慮した上で、船橋市域の自然的社会的条件に応じた生物多様性の保全と持続可能な利用を推進することを目的とした第2次戦略策定の支援を行うものとする。

### 2. 関係法令の遵守

受注者は本業務の遂行にあたり、本仕様書、環境基本法、生物多様性基本法、鳥獣保護管理法、外来生物法、船橋市環境基本条例、船橋市環境保全条例、その他関係諸法規を遵守し業務の円滑な推進を図ること。また、環境省が公表している「生物多様性国家戦略2023-2030」、「生物多様性地域戦略策定の手引き」及び千葉県が公表している「生物多様性ちば県戦略」等を十分に参考とすること。

### 3. 業務委託名

船橋市生物多様性地域戦略策定支援業務委託

### 4. 委託期間

契約の日から令和9年3月31日まで

### 5. 業務対象地域

船橋市内

### 6. 船橋市生物多様性地域戦略策定支援業務の概要

#### (1) 自然環境調査

##### 1) 令和6年度

調査準備、自然環境調査（冬季）を実施する。

2) 令和7年度

自然環境調査（春季・夏季・秋季）を実施し、調査結果をまとめる。

(2) 船橋市生物多様性地域戦略策定支援

1) 令和7年度

アンケート調査等の基礎調査を実施し、基礎調査結果と自然環境調査の調査結果を基に第2次戦略の策定に着手する。

2) 令和8年度

第2次戦略の素案作成後、船橋市議会への報告・パブリックコメント・環境審議会からの答申等の手続きを経て、必要に応じて第2次戦略素案を修正し、完成版を作成する。

## 7. 業務内容

本業務の内容は次のとおりとし、詳細内容については特記仕様書に明記する。なお、業務の進捗状況により業務内容が変更になる際は、発注者と受注者が協議のうえ決定するものとする。詳細なスケジュールについては、別紙1スケジュール表を参照とすること。

(1) 自然環境調査

1) 調査準備

- ①過年度調査の把握 ②生態系保全・再生ポテンシャルマップの作成 ③調査計画
- ④船橋市環境審議会の運営支援

2) 調査

- ①専門調査 ②市民調査 ③船橋市環境審議会の運営支援

3) 報告書の作成・調査結果の活用

- ①報告書の作成 ②自然散策マップのリニューアル ③PR動画の作成

(2) 船橋市生物多様性地域戦略策定支援

1) 計画準備

2) 船橋市環境審議会の運営支援

3) 基礎調査、第2次戦略策定方針の作成

4) 現行戦略の評価、船橋市の現状・課題の整理

5) 第2次戦略の素案の検討・作成

6) 議会報告・パブリックコメント等への対応

7) 第2次戦略完成版の作成

8) 第2次戦略 令和9年度行動計画（案）及び年次報告書（ひな形）の作成

## 8. 適用範囲

本仕様書は本業務委託に適用するものとし、本仕様書に明記なきことは、発注者と受注者が協議のうえ決定するものとする。

## 9. 手続き上必要な届出等

受注者は、契約締結後速やかに次の書類を提出しなければならない。

- (1) 業務着手届
- (2) 主任技術者届（技術者経歴書、資格証の写しを添付すること。）
- (3) 担当技術者届（技術者経歴書、資格証の写しを添付すること。）
- (4) 業務工程表
- (5) 業務実施計画書
- (6) その他必要な書類

## 10. 秘密の保持

受注者は、本業務において知り得た内容を発注者の許可なしに他の調査に使用、もしくは公表してはならない。

## 11. 貸与資料

本市が所有する本業務の遂行に必要な資料は、受注者に貸与するものとする。この場合、受注者はそのリストを作成して発注者に提出する。貸与された資料は、業務完了時にすべて返却しなければならない。

## 12. 協議、打合せ

- (1) 受注者は、業務の実施にあたり、発注者から必要とする資料の作成を依頼されたときは、受注者はこれに応じるものとする。
- (2) 受注者は、業務の実施にあたり、発注者と密接な連絡をとり、必要に応じて協議、打ち合わせを行うものとする。
- (3) 受注者は、協議、打ち合わせ及び連絡事項をその都度、記録整理し、発注者の求めに応じ発注者に提出するものとする。
- (4) 受注者は、業務の実施にあたり、発注者から必要とする資料の作成及び事例等の調査を依頼されたときは、受注者はこれに応じるものとする。
- (5) 受注者は、発注者が関係する行政機関との協議が必要なとき又は協議を求められたときは、誠意をもってこれに協力するものとする。

## 13. 技術者の配置

- (1) 受注者は、業務の円滑な進捗を図るため、十分な経験を有する技術者を配置するものとする。
- (2) 前項の技術者の内、1名を主任技術者とし、主たる会議、委員会への出席等業務の全般にわたり技術的管理を行わせるものとする。なお、主任技術者は下記資格を保有し、生物調査などの自然環境の調査および環境関連計画策定に従事した経験のあるものとする。

・技術士（環境部門：選択科目「自然環境保全」）

## 14. 品質管理

受注者は、業務実施計画書を作成し、発注者の承諾を得なければならない。

## 15. 個人情報

業務において知り得た個人情報に関するものは、発注者の承諾なしに業務に使用しないものとし、知

り得た個人情報を漏らしてはならない。特に市民調査員を活用した自然環境調査においては、個人情報の取扱いに十分に留意すること。

## 16. 成果品

成果品は次のとおりとし、その著作権は、発注者が保有する。

### (1) 令和6年度

1) 生態系保全・再生ポテンシャルマップ	1部
2) 自然環境調査 冬季調査報告書	1部
3) その他説明用資料及び指示のあったもの	1式
4) 各種成果品原稿等を記録した電子記録媒体	1式

### (2) 令和7年度

1) 自然環境調査 報告書 ※くるみ製本	1部
2) 自然環境調査 報告書 ※公開用	1部
3) 自然環境調査 報告書 ※市民向けPR用	1部
4) 自然散策マップ等	1部×10箇所
5) PR 動画電子データ	1式
6) 調査結果を取りまとめたGISデータ	1式
7) (仮称) 第2次生物多様性ふなばし戦略素案 (素案作成着手が判断できるもの)	1部
8) その他説明用資料及び指示のあったもの	1式
9) 各種成果品原稿等を記録した電子記録媒体	1式

### (3) 令和8年度

1) (仮称) 第2次生物多様性ふなばし戦略 (概要版)	1部
2) (仮称) 第2次生物多様性ふなばし戦略 ※くるみ製本	1部
3) その他説明用資料及び指示のあったもの	1式
4) 各種成果品原稿等を記録した電子記録媒体	1式

## 17. 委託料の支払い

年度毎に、業務の完了後、一括払い(計3回)とする。

検査完了後、適法な支払い請求を受けた日から、30日以内に支払うものとする。

## 18. その他

### (1) 再委託の禁止

業務は全て受注者が行い、他者に再委託しないこと。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

### (2) 環境負荷の低減

委託業務に使用する物品、機器及び車両等並びに提出する成果品は、「国等による環境物品等の調

達の推進に関する法律」に基づく「環境物品等の調達に関する基本指針」に定める特定調達品目を調達して使用、作成するよう努めるものとする。

また、発生する廃棄物は、リサイクルを優先し、やむを得ない場合は「廃棄物処理法」に基づき適正に処理するものとする。

## 第2編 特記仕様書

### 第1章 自然環境調査

令和6年度（冬季）、令和7年度（春季、夏季、秋季）の2か年をかけて、自然環境調査を実施する。

調査地域については過年度調査における調査地域を基本とするが、自然環境調査の実施に先立って実施する、過年度の調査結果の把握や生態系保全・再生ポテンシャルマップ（生態系ネットワークマップ含む）の整理等を基にして、市内の自然環境の状況を把握するために適した地域を発注者・受注者が協議し、改めて選定する。

調査実施者については、過年度調査では全調査地域において専門事業者による調査（以下、専門調査とする）を実施していたが、本調査においては市民の自然環境保全意識の醸成等を目的とし、調査地域の一部を、市民調査員を活用した調査（以下、市民調査とする）とし、受注者は専門調査を実施するとともに市民調査においては市民調査員の調査支援を実施するものとする。

#### 第1節 調査準備

##### 1. 過年度調査の把握

今回の調査によって、調査地域における自然環境の経年変化を捉えるために、過年度調査の手法及び結果について確認を行う。

##### 2. 生態系保全・再生ポテンシャルマップ（生態系ネットワークマップ含む）の作成

船橋市は、環境省と連携し、生態系ネットワークマップを含めた生態系保全・再生ポテンシャルマップを作成したところである。本委託業務の中では、市が提供するデータ等を基に同マップをブラッシュアップするものとする。

なお、生態系保全・再生ポテンシャルマップについては、自然環境調査終了時に調査結果を反映し、第2次戦略策定における空間計画の基礎資料とすること。

また、同マップについては、谷津田等を始めとするグリーンインフラとして機能が期待される場所の抽出や現行戦略に掲げる「生物多様性への配慮指針（チェックリスト）の策定」において活用するため、その点に留意して作成すること。

##### 3. 調査計画

###### （1）調査対象

植物、鳥類、両生類・爬虫類、昆虫類、哺乳類、魚類及び底生動物・水生植物の7項目とする。また、調査地域における環境要素の調査を同時に行う。

###### （2）調査時期

調査については、四季の状況を把握するため、令和6年度の冬季、並びに、令和7年度の春季、夏季及び秋季の、合わせて4期の調査時期を定めて実施するものとする。なお、各調査対象種における調査頻度は章末に記載する別表－1～別表－7を参照とすること。

(3) 調査地域の選定

調査地域については、平成 25・26 年度調査地域を基本とするが、前項の生態系保全・再生ポテンシャルマップや市域の自然環境保全に関する動向等を踏まえ、市内の自然環境を把握するために適切な調査地域の現地踏査を経たうえで選定する。

調査地域については、「専門調査」調査地域と「市民調査」調査地域を設定するものとし、内訳としては、「専門調査」の調査地域は 8 調査地域を下限（「市民調査」は 9 調査地域を上限）とするが、市内の自然環境を把握するために効果的な各調査主体における調査地域数について、市域における重要度・市民団体の活動場所・過年度調査・文献調査等から選定する。

調査地域の選定及び調査主体（専門調査もしくは市民調査）の設定については原則受注者の提案のもと、発注者・受注者で協議したうえで決定するものとするが、一部の調査地域については、調査の実施及び調査主体（専門調査もしくは市民調査）を以下のとおり市が指定する。

《各調査における調査地域数》

- ・「専門調査」調査地域数… 8 地域（下限）
- ・「市民調査」調査地域数… 9 地域（上限）

《市が指定する調査地域と調査主体》

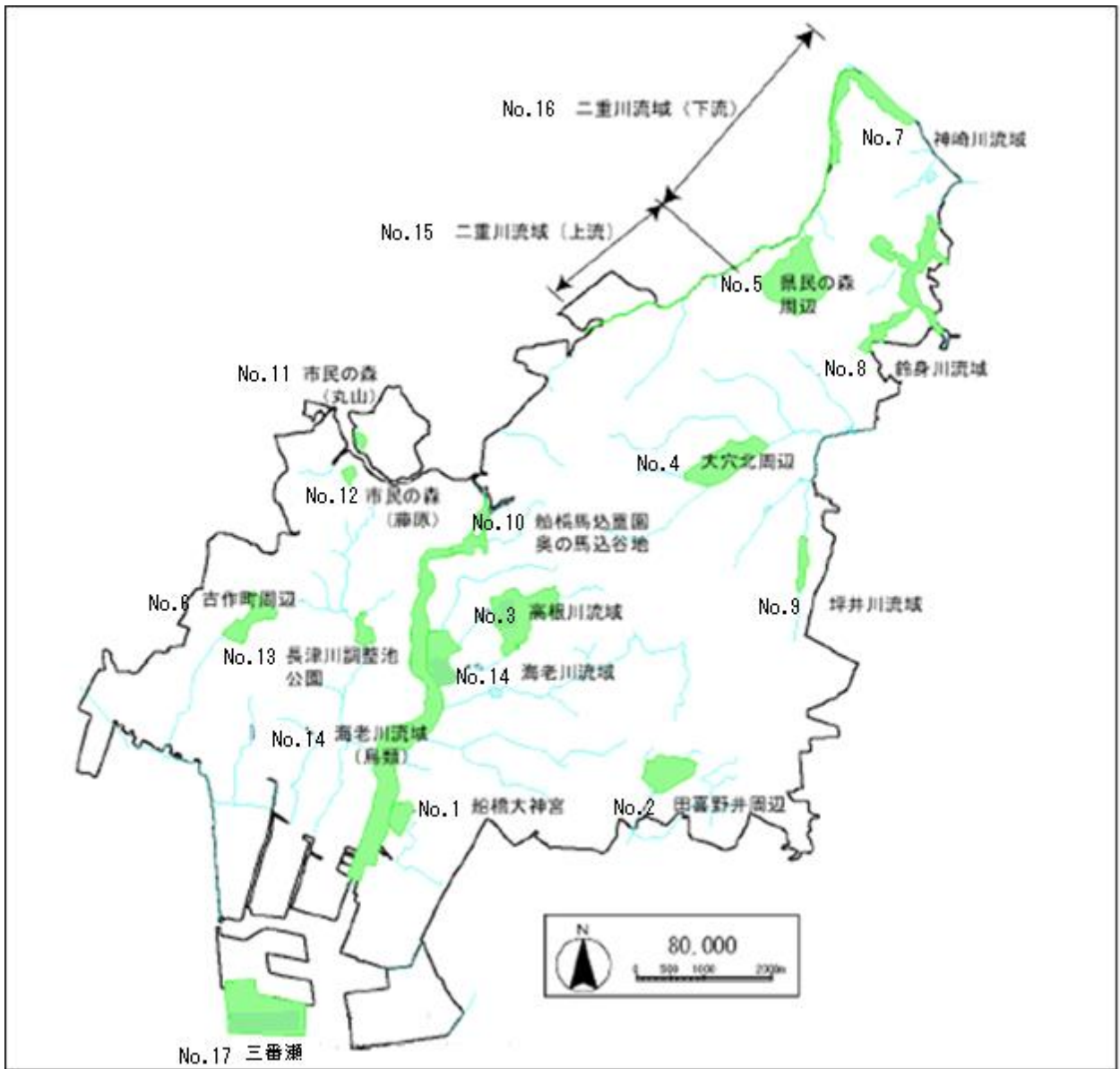
表 2-1 市が指定する調査地域と調査主体

番号	地域名	調査主体の指定	備考
1	船橋大神宮周辺	—	船橋大神宮
2	田喜野井周辺	—	田喜野井公園、田喜野井緑地
3	高根川流域	—	高根川、台地、農地
④	大穴北周辺 ※	専門調査	台地、農地、斜面林、木戸川
5	県民の森周辺	—	平地林、農地
6	古作町周辺	—	市街地内緑地、残置森林
7	神崎川流域	—	河川沿い、農地
⑧	鈴身川流域	専門調査	河川沿い、農地、谷津田
9	坪井川流域	—	河川沿い、坪井近隣公園
⑩	船橋馬込霊園奥の馬込谷地	専門調査	谷地、金杉川源流部
11	市民の森（丸山）	—	緑地、残置森林
12	市民の森（藤原）	—	緑地、残置森林
13	長津川調節池公園	—	調節池、公園、長津川緑地
14	海老川流域	—	河川沿い、農地
15	二重川流域（上流）	—	河川沿い、農地
16	二重川流域（下流）	—	河川沿い、農地
⑰	三番瀬	市民調査	干潟

番号に○が付いている調査地域は調査必須。

※ 大穴北周辺については調査を必須とするが、調査地域については過年度調査より木戸川が多く含まれるよう修正すること

図 2-1 調査地域図（基本）



(4) 調査方法の決定

1) 専門調査

「第 2 節 調査」で示す調査方法を基本とする。

2) 市民調査

過年度調査や船橋市が作成している「生きもの探しハンドブック」等を基に調査対象となる指標種 30 種程度を設定する。指標種については、受注者が提案するものとして、受注者・発注者の協議により決定する。

調査地域に河川・調節池等の水域が含まれる場合、市民調査員においては水域の調査は難しいものと予想されること及び今後の負担の少ない継続的な調査を目的として、環境 DNA による調査を実施すること。調査地点数については各調査地域における水域の面積や状況等を加味して必要と考えられる採取地点数を提案し、発注者の承諾を得ること。



その他、調査に不慣れな市民等が参加することを十分に考慮して、適切な調査方法について立案し、市に承諾を得ること。

(5) 調査計画書の作成

(1) ～ (4) 等を取り纏め、調査計画書を作成する。

**4. 船橋市環境審議会の運営支援**

作成した生態系保全・再生ポテンシャルマップ及び調査計画書について、令和6年9月下旬から10月上旬にかけて開催予定である環境審議会において報告する予定であるため、資料作成・当日出席等の必要な支援を実施する。

## 第2節 調査

### 1. 専門調査

#### (1) 調査方法

調査項目ごとに以下のとおりとする。同定が困難な種については有識者へのヒアリングを実施するなどの方法により確実に同定すること。また、捕獲確認する生物種については、調査において確認後、元の場所に戻すか、一定期間資料として保存するか等を発注者と協議すること。

調査場所、調査頻度は章末の別表－1から別表－7に示す。

#### 1) 植物

##### (i) 植生の分布図の作成

前回調査において作成した植生の分布図（樹林地、果樹園、草地、畑地、水田、水面部）を基本として、船橋市または他機関が整備している航空写真や植生図などの既存の地理情報を活用して、1/25,000程度の精度の図を作成する。対象地域は船橋市の全域とする。

##### (ii) 植生図の作成

調査地域である17地点について、植生図を作成する。植生の区分は、環境省が公開している自然環境保全基礎調査・植生調査等の地理情報を用いて予察を行い、現地踏査により植生の内容を確認する。現地踏査は夏季の植物相調査の際に併せて実施すること。なお、凡例はケヤキ・シラカシ群落、クヌギ・コナラ群集など、上記の環境省植生調査に基づくものとする。

##### (iii) 植物相調査

特定地域を踏査し、確認した種を記録する。現地での同定が困難なもの等は採集標本を作製した後、室内で同定を行う。調査対象は①調査地域内の維管束植物（明らかな植栽種は除く）、②調査地域及び調査地域から目視可能な周辺の植物相とする。

#### 2) 鳥類

調査地域に生息する全種、個体数、行動（繁殖の有無等）を以下の方法により確認する。

##### (i) 定点調査

各調査地域の定点において約30分間観察し、種名、個体数、行動などを記録する。

##### (ii) ラインセンス調査

各調査地域の調査ルートを時速2km程度で歩行しながら観察し、種名・個体数・行動を記録する。

#### 3) 両生類・爬虫類

各調査地域内に生息する個体について目視・捕獲により種名、個体数等を確認する。

#### 4) 昆虫類

調査地域に生息する体長2mm以上の昆虫類を以下の方法により確認する。現地での同定が困難なもの等は採集標本を作製した後、室内で同定を行う。ただし、水生昆虫、アブラムシの類等は除く。

(i) 任意採取法

見つけ採り法、スウィーピング法、ビーティング法及び石おこし採集などネットや手で直接採集し、種を確認する。

(ii) ベイトトラップ法

地表徘徊性昆虫を対象とし、糖蜜や腐肉、さなぎ粉などの誘引餌を入れたプラスチックコップ、空き缶などの口が地表面と同じレベルになるように埋めて、その中へ落ち込んだ種を確認する。

5) 哺乳類

(i) フィールドサイン調査

現地を踏査し、哺乳類の生活痕（獣道、足跡、食痕、糞、皮毛、巣穴、モグラ塚など）を目視により確認する。

(ii) トラップ調査

シャーマントラップなどによりネズミ類等の捕獲調査を行う。ただし、夏季は捕獲された動物の死亡リスクが高まるため、実施しない。

6) 魚類

調査地域に生息する魚類をタモ網、セル瓶等を用いて捕獲し、種名、数等を確認する。

7) 底生動物・水生植物

調査地域に生息する底生動物（水生昆虫類、貝類、甲殻類、環形動物）をサーバーネットやDフレームネット等を用いて捕獲し、種名、数を確認する。

調査地域の水域に生育（抽水植物、浮葉植物、沈水植物）する高等植物を目視により確認する。

8) 各調査地域における環境要素の調査

生物相の調査時に各調査地域の湧水の有無、護岸の状況、日照条件といった環境要素についても合わせて調査を行い、各調査地域の特徴をまとめる。湧水については、当該調査地域における重要な環境要素と認められる場合には水温、電気伝導度、pH、湧出量、利用形態、景観についても調査を行う。

(2) 調査結果とりまとめ

調査結果を地図上にメッシュや線、地点などで示し、地域の環境の現状や変化がわかるようにする。また、これらの情報を環境に関する属性情報を備えたGISデータとして整備する。

## 2. 市民調査

### (1) 市民調査員募集に関する支援

市民調査員の募集は原則発注者が行うが、受注者はポスター・チラシの作成等において発注者を支援するものとする。

### (2) 市民調査員用資料の作成

調査計画に基づき、調査に必要な市民調査員用の資料を作成する。なお、市民調査員は調査に不慣れなことが想定されるため、調査計画で選定した指標種について同定ポイント等を記載した「調査マニュアル」については必ず作成すること。

### (3) 市民調査員への説明会支援（4回）

市民調査員への説明会開催に関して、資料作成、会議への出席、資料の説明、質疑応答等に支援を実施する。説明会では、現地での生物の探し方、捕獲方法、確認種の同定ポイント等について分かり易く説明を行うこと。

### (4) 市民調査員の調査支援

#### i) 調査員用資機材の準備

受注者は、発注者と協議のうえ、必要に応じて調査員に貸与する調査用資機材（名札や腕章やビブス等市民調査員であることを示すもの、バインダー）及び提供品（受注者が作成する調査用位置図・図面、標本作成用消耗品等）を用意する。

#### ii) 現地調査支援

受注者は、市民調査員の種の同定などをはじめとする調査に関する疑義について対応するものとする。また、受注者は市民調査員とクラウドシステム利用により調査情報を共有するものとする。

#### iii) 市民調査員への報酬の支払い

受注者は、市民調査員に対して、傷害保険の手配、謝礼の支払い等を行う。なお、市民調査員に対する謝礼の金額は、発注者と協議の上定めるが、受注者は単価等について他事例等を基に発注者に提案すること。

### (5) 調査結果取りまとめ

調査結果を地図上にメッシュや線、地点などで示し、地域の環境の現状や変化がわかるようにする。また、これらの情報を環境に関する属性情報を備えたGISデータとして整備する。

## 3. 船橋市環境審議会の運営支援

調査の中間報告、調査結果総括のために船橋市環境審議会（部会を含む）を開催する際、市と協議し、審議会資料の作成、審議会での説明、疑義の回答、議事録作成を行う。なお、自然環境調査の報告に関する環境審議会は令和6年度に1回、令和7年度に3回の開催を予定している。

### 第3節 報告書作成・調査結果の活用

#### 1. 報告書の作成

調査結果について、過年度調査との比較及び調査季節、調査地域間での比較を行い、生物相、確認種数などの相違を確認する。また、調査地域ごとに代表種、保護上重要な生物種、特定外来生物の生息・生育状況等を取りまとめる。これらの結果から、調査地域の生態系の特徴、また、生物多様性の保全及び持続可能な利用を図る上での課題などを考察するとともに、今後必要と考えられる施策・取組について考察し、報告書として作成・提出する。報告書の作成にあたり、図表などの活用や用語の解説などにより、市民等にわかりやすい内容となるように配慮すること。

作成する報告書のうち、報告書（公開用）については、希少種等の詳細な位置情報等の公開することで支障を生じる事項以外をまとめた情報とすること。

#### 2. 自然散策マップのリニューアル

調査結果を基に、前回調査時に作成した自然散策マップのうち、今回の調査地域にあたるもののリニューアルを行う。該当するマップは現行と同じ10箇所を想定しているが、市街化が進み、散策コースとして適さなくなったコースについては、該当コースの中で自然が豊かな場所に焦点を絞り、自然観察ポイントとしてリニューアルする等の提案を行うこと。

なお、納品後に市で編集が可能な電子データの形式で作成すること。

表2-2 自然散策マップ（現状）

番号	コース名
1	小室コース
2	緑台・高根コース
3	鈴身川コース
4	大神保・二重川コース
5	古和釜・木戸川コース
6	松が丘・金堀コース
7	御滝不動・金杉コース
8	田喜野井・薬円台コース
9	藤原・丸山コース
10	行田公園コース

#### 3. 船橋市の自然環境のPR動画の作成

学齢期から大人まで幅広い世代の人が関心を持ち、生物多様性保全の意識の醸成につながり、本市の自然環境の特徴等がわかりやすい構成・内容である、5分程度の音声入り動画を作成すること。

【章末別表 調査対象毎の調査頻度】

※P7 表2-1において、調査主体を市民調査と指定している「三番瀬」は除く。

別表—1 植物の調査地域

番号	地域名	調査頻度	備考
1	船橋大神宮周辺	早春・初夏・秋	船橋大神宮
2	田喜野井周辺	早春・初夏・秋	田喜野井公園、田喜野井緑地
3	高根川流域	早春・初夏・秋	高根川、台地、農地
4	大穴北周辺	早春・初夏・秋	台地、農地、斜面林、木戸川
5	県民の森周辺	早春・初夏・秋	平地林、農地
6	古作町周辺	早春・初夏・秋	市街地内緑地、残置森林
7	神崎川流域	早春・初夏・秋	河川沿い、農地
8	鈴身川流域	早春・初夏・秋	河川沿い、農地、谷津田
9	坪井川流域	早春・初夏・秋	河川沿い、坪井近隣公園
10	船橋馬込霊園奥の馬込谷地	早春・初夏・秋	谷地、金杉川源流部
11	市民の森（丸山）	早春・初夏・秋	緑地、残置森林
12	市民の森（藤原）	早春・初夏・秋	緑地、残置森林
13	長津川調節池公園	早春・初夏・秋	調節池、公園、長津川緑地
14	海老川流域	早春・初夏・秋	河川沿い、農地
15	二重川流域（上流）	早春・初夏・秋	河川沿い、農地
16	二重川流域（下流）	早春・初夏・秋	河川沿い、農地

別表—2 鳥類の調査地域

番号	地域名	調査頻度	備考
1	船橋大神宮周辺	冬・春・初夏・秋	船橋大神宮
2	田喜野井周辺	冬・春・初夏・秋	田喜野井公園、田喜野井緑地
3	高根川流域	冬・春・初夏・秋	高根川、台地、農地
4	大穴北周辺	冬・春・初夏・秋	台地、農地、斜面林、木戸川
5	県民の森周辺	冬・春・初夏・秋	平地林、農地
6	古作町周辺	冬・春・初夏・秋	市街地内緑地、残置森林
7	神崎川流域	冬・春・初夏・秋	河川沿い、農地
8	鈴身川流域	冬・春・初夏・秋	河川沿い、農地、谷津田
9	坪井川流域	冬・春・初夏・秋	河川沿い、坪井近隣公園
10	船橋馬込霊園奥の馬込谷地	冬・春・初夏・秋	谷地、金杉川源流部
11	市民の森（丸山）	冬・春・初夏・秋	緑地、残置森林
12	市民の森（藤原）	冬・春・初夏・秋	緑地、残置森林
13	長津川調節池公園	冬・春・初夏・秋	調節池、公園、長津川緑地
14	海老川流域	冬・春・初夏・秋	河川沿い、農地
15	二重川流域（上流）	冬・春・初夏・秋	河川沿い、農地
16	二重川流域（下流）	冬・春・初夏・秋	河川沿い、農地

別表—3 両生類・爬虫類の調査地域

番号	地域名	調査頻度	備考
1	船橋大神宮周辺	春・夏・秋	船橋大神宮
2	田喜野井周辺	春・夏・秋	田喜野井公園、田喜野井緑地
3	高根川流域	春・夏・秋	高根川、台地、農地
4	大穴北周辺	春・夏・秋	台地、農地、斜面林、木戸川
5	県民の森周辺	春・夏・秋	平地林、農地
6	古作町周辺	春・夏・秋	市街地内緑地、残置森林
7	神崎川流域	春・夏・秋	河川沿い、農地
8	鈴身川流域	春・夏・秋	河川沿い、農地、谷津田
9	坪井川流域	春・夏・秋	河川沿い、坪井近隣公園
10	船橋馬込霊園奥の馬込谷地	春・夏・秋	谷地、金杉川源流部
11	市民の森（丸山）	春・夏・秋	緑地、残置森林
12	市民の森（藤原）	春・夏・秋	緑地、残置森林
13	長津川調節池公園	春・夏・秋	調節池、公園、長津川緑地
14	海老川流域	春・夏・秋	河川沿い、農地
15	二重川流域（上流）	春・夏・秋	河川沿い、農地
16	二重川流域（下流）	春・夏・秋	河川沿い、農地

別表—4 昆虫類の調査地域

番号	地域名	調査頻度	備考
1	船橋大神宮周辺	春・夏・秋	船橋大神宮
2	田喜野井周辺	春・夏・秋	田喜野井公園、田喜野井緑地
3	高根川流域	春・夏・秋	高根川、台地、農地
4	大穴北周辺	春・夏・秋	台地、農地、斜面林、木戸川
5	県民の森周辺	春・夏・秋	平地林、農地
6	古作町周辺	春・夏・秋	市街地内緑地、残置森林
7	神崎川流域	春・夏・秋	河川沿い、農地
8	鈴身川流域	春・夏・秋	河川沿い、農地、谷津田
9	坪井川流域	春・夏・秋	河川沿い、坪井近隣公園
10	船橋馬込霊園奥の馬込谷地	春・夏・秋	谷地、金杉川源流部
11	市民の森（丸山）	春・夏・秋	緑地、残置森林
12	市民の森（藤原）	春・夏・秋	緑地、残置森林
13	長津川調節池公園	春・夏・秋	調節池、公園、長津川緑地
14	海老川流域	春・夏・秋	河川沿い、農地
15	二重川流域（上流）	春・夏・秋	河川沿い、農地
16	二重川流域（下流）	春・夏・秋	河川沿い、農地

別表—5 哺乳類の調査地域

番号	地域名	調査頻度	備考
1	船橋大神宮周辺	冬・春・夏・秋	船橋大神宮
2	田喜野井周辺	冬・春・夏・秋	田喜野井公園、田喜野井緑地
3	高根川流域	冬・春・夏・秋	高根川、台地、農地
4	大穴北周辺	冬・春・夏・秋	台地、農地、斜面林、木戸川
5	県民の森周辺	冬・春・夏・秋	平地林、農地
6	古作町周辺	冬・春・夏・秋	市街地内緑地、残置森林
7	神崎川流域	冬・春・夏・秋	河川沿い、農地
8	鈴身川流域	冬・春・夏・秋	河川沿い、農地、谷津田
9	坪井川流域	冬・春・夏・秋	河川沿い、坪井近隣公園
10	船橋馬込霊園奥の馬込谷地	冬・春・夏・秋	谷地、金杉川源流部
11	市民の森（丸山）	冬・春・夏・秋	緑地、残置森林
12	市民の森（藤原）	冬・春・夏・秋	緑地、残置森林
13	長津川調節池公園	冬・春・夏・秋	調節池、公園、長津川緑地
14	海老川流域	冬・春・夏・秋	河川沿い、農地
15	二重川流域（上流）	冬・春・夏・秋	河川沿い、農地
16	二重川流域（下流）	冬・春・夏・秋	河川沿い、農地



別表—6 魚類の調査地域

番号	地域名	調査頻度	備考
3	高根川流域	春・夏・秋	高根川、台地、農地
4	大穴北周辺	春・夏・秋	台地、農地、斜面林、木戸川
7	神崎川流域	春・夏・秋	河川沿い、農地
8	鈴身川流域	春・夏・秋	河川沿い、農地、谷津田
9	坪井川流域	春・夏・秋	河川沿い、坪井近隣公園
13	長津川調節池公園	春・夏・秋	調節池、公園、長津川緑地
14	海老川流域	春・夏・秋	河川沿い、農地
15	二重川流域（上流）	春・夏・秋	河川沿い、農地
16	二重川流域（下流）	春・夏・秋	河川沿い、農地

別表—7 底生動物・水生植物の調査地域

番号	地域名	調査頻度	備考
3	高根川流域	春・夏・秋	高根川、台地、農地
4	大穴北周辺	春・夏・秋	台地、農地、斜面林、木戸川
7	神崎川流域	春・夏・秋	河川沿い、農地
8	鈴身川流域	春・夏・秋	河川沿い、農地、谷津田
9	坪井川流域	春・夏・秋	河川沿い、坪井近隣公園
13	長津川調節池公園	春・夏・秋	調節池、公園、長津川緑地
14	海老川流域	春・夏・秋	河川沿い、農地
15	二重川流域（上流）	春・夏・秋	河川沿い、農地
16	二重川流域（下流）	春・夏・秋	河川沿い、農地

## 第2章 船橋市生物多様性地域戦略策定支援

下記業務の実施により、発注者が実施する第2次戦略策定の支援をする。業務の実施にあたっては、国際的なネイチャーポジティブの流れを汲んで、環境省が作成した生物多様性国家戦略及び生物多様性地域戦略策定の手引きとともに、第3次船橋市環境基本計画、船橋市都市計画マスタープラン、緑の基本計画等の庁内の各種計画との整合を図り、第2次戦略策定に関して特色となる事項をまとめられるように留意する。策定スケジュールについては、別紙1スケジュール表を参照とすること。また、受注者は適宜、発注者と協議するものとする。

なお、第2次戦略策定における庁内組織として、第2次戦略における全施策担当課ではなく、生物多様性に関連の深い数課（河川部門、緑政部門、農水産部門、都市計画部門等）にて（仮称）船橋市生物多様性地域戦略策定庁内調整会（以下、調整会）を構成する予定である。調整会の開催は、令和7年度に2回、令和8年度に4回を予定しているが、調整会については発注者にてその事務を実施する。

### 1. 計画準備

業務の実施計画書を作成し、発注者の承認を得る。

### 2. 船橋市環境審議会の運営支援

第2次戦略の策定にあたって開催する船橋市環境審議会において、会議に係る必要な助言、資料の作成（調査・分析含む）、事前の打合せ、資料の印刷・送付、会議への出席・資料の説明・質疑対応・議事録の作成（全文議事録含む）等の必要な支援を行う。議事録は会議後、10日以内に提出すること。なお、船橋市環境審議会はおおむね20名の委員で構成され、第2次戦略に関する審議会の開催は以下のとおり予定しているが、令和8年度の全体会については3回中1回出席するものとする。

- ・令和7年度…全体会 1回
- ・令和8年度…全体会 3回、（仮称）第2次戦略策定部会 3回

### 3. 基礎調査、第2次戦略の策定方針の作成

以下の基礎調査を実施し、調査結果及び生物多様性を取り巻く環境を鑑み、第2次戦略の策定方針を検討する。

#### (1) 関連計画等の整理

本市の総合計画、環境基本計画、地球温暖化対策実行計画、緑の基本計画、都市計画マスタープラン、その他の関連計画を把握し、整理する。また、環境省の策定した生物多様性国家戦略、本市以外が策定した関連計画についても同様に把握し、整理する。

#### (2) 市民・事業者・市民団体アンケート調査支援

市民・事業者・市民団体に対し船橋市が実施するアンケートについて、設問等を検討するとともに、回収されたアンケート内容について整理を実施する。設問の検討にあたっては、現行戦略を策定・改定した際のアンケートの設問を参考にすること。

なお、市で実施するアンケートの概要は以下のとおりである（回答率は過去の実績に基づく想定。）。

- ・市民アンケート （対象者）1,000名 （想定回答率）約30%

- ・中高生アンケート（対象者） 600名（想定回答率）約90%
- ・事業者アンケート（対象者） 550者（想定回答率）約20%
- ・市民団体アンケート（対象者） 30団体（想定回答率）約70%

### （3）関係各課の施策の進捗状況等の把握の支援

現行戦略の施策の進捗状況等を把握するために、発注者が実施する関係各課アンケートについて、設問の検討、回答結果の整理等の支援を行う。

### （4）空間情報の整理

生態系保全・再生ポテンシャルマップ、生態系サービスの状況、自然環境調査結果、危険な自然現象等の発生確率、法令による規制の伴うゾーニング等の情報の整理を行う。

## 4. 現行戦略の評価、船橋市の現状・課題の整理

第1章の自然環境調査の結果、前項の基礎調査結果等を踏まえて、現行戦略を評価するとともに、船橋市の生物多様性を中心に現状を整理し、課題を抽出する。なお、現状整理・課題抽出については、間接的要因として捉えられる社会経済的な要因についても視野に入れること。

## 5. 第2次戦略の素案の検討・作成

前項までの業務を基にして、第2次戦略の素案を検討・作成する。基本的には現行戦略・生物多様性地域戦略策定の手引きを基に作成するものとするが、以下の事項について留意すること。なお、生物多様性地域戦略策定の手引きに記載されている「ロジックモデル」について意識して業務にあたること。

議会報告・パブリックコメントへの対応においては、素案の概要版が必要となるため、10月の環境審議会までには作成すること。

### （1）第2次戦略の目標の立案

第2次戦略については、対象期間を令和9年度から令和18年度までとし、最終年度となる令和18年度を短期目標年度として設定することを想定している。第2次戦略策定においては、現行戦略策定時に設定した目指す将来像を達成するための、今後10年間の短期目標を設定するものとする。

船橋市の生物多様性の現状・課題を踏まえて、船橋市生物多様性地域戦略策定に関する基本的な考え方、策定の視点等を検討した上で立案を行う。

### （2）基本戦略立案及び基本戦略に対する目標・指標の体系化について

長期目標である「めざす将来像」を見据えた短期目標を達成するために、必要な基本戦略を立案する。また、基本戦略に対する状態目標・行動目標を設定し、体系化する。

### （3）空間計画

3.（4）空間情報の整理でまとめた情報を基に、空間計画を立案する。空間計画では、船橋市内の地域特性を考慮し、複数地域に分類すること。分類した各地域については、目指す将来像、第2次戦略短期目標を鑑みうえて、将来イメージを立案する。

(4) 各基本戦略における施策等の設定及び指標の設定

現行戦略の施策、受注者提案の新規施策等を基に、各基本戦略における施策を設定する。また、指標においては、現行戦略における指標・受注者提案の指標・環境省作成の指標カタログを参考に設定する。

(5) リーディングプロジェクトの設定

第2次戦略の対象期間における特に重点的に実施する施策等については、リーディングプロジェクトを設定する。リーディングプロジェクトの設定については、現行戦略や基礎調査結果等を参考に、船橋市の地域特性を捉えた案を提案すること。

(6) 進行管理

現行戦略においては、年度当初に年度ごとに行動計画を策定するとともに、その後前年度の年次報告書を作成しており、第2次戦略においても同様のフローを想定している。分かり易くかつ継続的な負担が少ない行動計画・年次報告書の作成を見据え、素案の検討・作成を行うこと。

**6. 議会報告・パブリックコメント等への対応**

議会報告・パブリックコメントの実施に当たり、発注者と協議の上、意見募集の公表資料や意見に対する回答、結果の公表資料を作成し、必要に応じて意見を船橋市生物多様性地域戦略の素案へ反映させる。

**7. 第2次戦略完成版の作成**

パブリックコメント等の結果を、第2次戦略素案に反映させ、表紙等を整えた第2次戦略の完成版を作成する。

**8. 第2次戦略 令和9年度行動計画（案）及び年次報告書（ひな形）の作成**

令和9年度行動計画及び年次報告書（ひな形）の作成を行う。

別紙1 スケジュール表

	令和6年												令和7年												令和8年												令和9年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
<b>(1) 自然環境調査</b>																																							
1) 調査準備																																							
① 過年度調査の把握																																							
② 生態系保全・再生ポテンシャルマップの作成																																							
③ 調査計画																																							
④ 船橋市環境審議会の運営支援																																							
2) 調査																																							
① 専門調査																																							
② 市民調査																																							
ア) 市民調査員の募集																																							
イ) 市民調査員への説明会																																							
ウ) 調査の実施																																							
③ 船橋市環境審議会の運営支援																																							
3) 報告書の作成・調査結果の活用																																							
① 報告書の作成																																							
② 自然散策マップのリニューアル																																							
③ PR動画の作成																																							
<b>(2) 生物多様性地域戦略策定支援</b>																																							
1) 計画準備																																							
2) 船橋市環境審議会の運営支援																																							
参考) 市内調整会の運営支援(市で実施)																																							
3) 基礎調査、第2次戦略策定方針の作成																																							
① 市民・市民団体・事業者アンケート																																							
② 上記アンケート以外の基礎調査																																							
③ 第2次戦略の策定方針等の検討																																							
4) 現行戦略の評価、船橋市の現状と課題の整理																																							
5) 第2次戦略の素案の検討・作成																																							
6) 議会報告・パブリックコメント等への対応																																							
① 議会報告																																							
② パブリックコメント																																							
7) 第2次戦略完成版の作成																																							
8) R9行動計画(案)及び年次報告書(ひな形)の作成																																							

凡例  
 ◎…環境審議会(全体会)  
 ○…環境審議会(部会)

令和9年2月、3月の環境審議会の出席は、  
当委託業務の仕様の範囲ではありません。